

特別抗告提起事件番号

平成27年(ラク)第267号

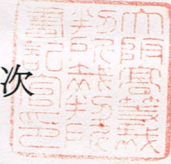
平成27年7月1日

特別抗告人

吉田益夫 殿

大阪高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 橋本悦次



特別抗告提起通知書

特別抗告人 吉田益夫

当裁判所 平成27年(ラ)第689号 執行官の処分に対する

執行異議の却下決定に対する執行抗告却下決定に対する執行抗告 事件
の決定に対して特別抗告の提起があったので、民事訴訟規則第208条、
第204条、第189条第1項により通知します。

◎ 別紙の注意書をよくお読み下さい。

(別紙)

注 意 書

- 1 特別抗告状に特別抗告の理由を記載していないときは、この通知書を受け取った日から14日以内に特別抗告理由書を当裁判所に提出してください。
- 2 特別抗告理由書には、次の事項を記載し、特別抗告人又は代理人が記名押印してください。
 - (1) 当事者の氏名
 - (2) 事件の表示
 - (3) 抗告の理由
 - (4) 附属書類の表示
 - (5) 作成年月日
 - (6) 裁 判 所 (あて先は「最高裁判所」)
- 3 特別抗告の理由は、憲法の解釈の誤りがあること、その他憲法に違反する理由を示して記載してください。
 - (1) 理由を記載するにあたっては、憲法の条項を掲記し、憲法に違反する事由を示してください。
 - (2) 上記の場合において、その事由が訴訟手続に関するものであるときは、憲法に違反する事実を掲記してください。
- 4 特別抗告の理由は具体的に記載してください。
- 5 特別抗告理由書の提出には、原本1通のほか、相手方の数に6を加えた数の副本を添付してください。
- 6 特別抗告理由書を期間内に提出しなかったり、特別抗告の理由の記載の方法が上記3に反していると、特別抗告は却下されることとなりますから、注意してください。